

研究活動における不正防止に関する基本方針

文部科学省及び厚生労働省がそれぞれ制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」ならびに経済産業省が制定した「公的研究費の不正な使用等に関する指針」及び「研究活動の不正行為への対応に関する指針」に基づき、サスメド株式会社（以下、「当社」という。）における研究活動における不正防止に関する基本方針を以下に定める。

1. 責任体系の明確化

研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の運営・管理を適正に行うために責任者を定める。

（1）最高管理責任者

研究開発活動を統括し、当社の研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の運営・管理について最終責任を負うものとして、代表取締役社長がその任にあたる。

（2）統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、当社の研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の管理・運営を統括する者として、管理部管掌取締役がその任にあたる。

（3）コンプライアンス推進責任者

当社内の各部における研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の運営・管理の実質的な責任と権限を持つ者として、公的研究費の管理を行う管理部の長がその任にあたる。

（4）防止計画推進責任者

当社における不正防止計画を推進するため、最高管理責任者の元に防止計画推進責任者を置き、臨床開発部管掌取締役がその任にあたる。

2. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の運営・管理に関する明確かつ統一的なルールを定め、研究活動又は公的研究費の運営・管理に関わる役職員に社内ルールを周知する。

3. 職務権限の明確化

最高管理責任者は、研究活動及び公的研究費の運営・管理に関する役職員の職務権限と責任

を明確にするとともに、職務権限に応じた明確な決裁手続きを定める。

4. 関係者の意識向上

当社は、研究活動又は公的研究費の運営・管理に関わる役職員に対して、研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の運営・管理に関する行動規範を定めるとともに、役職員が携わる研究活動、取り扱う公的研究費の運営・管理ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させるための教育を実施し、研究活動又は公的研究費に係る役職員からは法令遵守や不正使用等を行わない旨の誓約書を提出させることで、役職員の意識の向上と浸透を図る。

5. 不正防止計画の策定と実施

防止計画推進責任者は統括管理責任者とともに、不正行為の発生を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施する。

6. 通報等について

(1) 通報等の窓口

研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用に関する通報及び相談を社内外から受け付ける窓口及び公的研究費の使用に関するルール等について社内外からの問合せを受け付ける窓口をコンプライアンス相談窓口とする。

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号

サスメド株式会社

コンプライアンス相談窓口

メールアドレス：compliance@susmed.co.jp

(2) 通報者の取り扱い

当社は、通報者の秘密を厳に保持し、通報したことをもって、通報者を不利益に取り扱わないものとする。

7. 不正行為等の調査及び処分

当社は、社内外から通報を受け、調査が必要と判断した場合には、調査委員会を設置し、調査を実施する。

調査の結果、不正が認定された場合には、不正に関与した役職員を厳正に処罰するとともに、

再発防止に努める。

取引業者の不正への関与が認定された場合には、取引停止等の必要な措置を講じる。

8. モニタリング

研究活動における不正行為の防止及び公的研究費の管理・運営に関するモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。

以上